

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	母子保健関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

壬生町は、母子保健に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

壬生町長

公表日

令和7年3月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健関係事務
②事務の概要	母子保健法の規定に則り ・母子健診情報の管理、統計報告資料作成、データ分析の処理を行う。 ・申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 ・マイナポータルのお知らせ機能での通知する。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①母子保健法による健康診査、妊娠届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問または母子健康包括支援センターが行う事業の「実施に関する事務 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の提供を行う。
③システムの名称	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)
2. 特定個人情報ファイル名	
健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表70の項 並びに内閣府総務省令第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表95、96の項 並びに平成26年内閣府、総務省令第7号 第38条の3、第39条 【情報提供】 番号法第19条8号、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42、80、95、125の項 並びに平成26年内閣府総務省令第7号 第19条 第30条 第38条の3 第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民福祉部 こども未来課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	壬生町役場 総務部総務課 文書法規係 郵便番号:321-0292 住所:栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1 電話番号:0282-81-1806 FAX:0282-82-8262

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上、係長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・複数人による確認や係長による最終確認を行ったうえでマイナンバーに紐づけを行い、その記録を残している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等する際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	
9. 監査		
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に壬生町において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。 ・漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月10日	5. 評価実施機関における担当部署	こども未来課長 倉井 利一	こども未来課長 大橋 肇	事後	
平成29年8月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	妊婦・乳幼児健康診査事業に関すること。 妊産婦・乳幼児訪問指導事業に関すること。 未熟児養育医療給付事業に関すること。	妊婦・乳幼児健康診査事業に関すること。 妊産婦・乳幼児訪問指導事業に関すること。 未熟児養育医療給付事業に関すること。 申請、届出等は窓口、郵送、およびサービス検索・電子申請機能で受領する。 知分通知等は郵送、マイナポータルのお知らせ機能で通知する。	事後	
平成29年8月1日	1. 特定個人情報を取り扱う事務	健康管理システム 医療費システム	健康管理システム 医療費システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
平成30年5月7日	1. 特定個人情報を取り扱う事務	妊婦・乳幼児健康診査事業に関すること。 妊産婦・乳幼児訪問指導事業に関すること。	妊婦・産婦・産後・乳幼児健康診査事業に関すること。	事後	
平成30年5月7日	5. ② 所属長	こども未来課長 大橋 肇	こども未来課長 臼井 優子	事後	
平成30年5月7日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
平成30年5月7日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成29年8月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	5. 評価実施機関における担当部署	こども未来課 母子保健係 こども未来課長 臼井 優子	民生部 こども未来課 課長	事後	
令和1年5月14日	Ⅳリスク管理	-	新様式変更により追加	事後	
令和1年5月14日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和1年5月14日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月31日	評価書名	母子健診訪問指導事務、未熟児養育医療給付事務 基礎項目評価書	母子保健関係事務 基礎項目評価書	事後	
令和2年3月31日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	壬生町は、母子健診訪問指導事務、未熟児養育医療給付事務における・・・	壬生町は、母子保健に関する事務における・・・	事後	
令和2年3月31日	I-1-1 ①事務の名称	母子健診訪問指導事務、未熟児養育医療給付事務	母子保健関係事務	事後	
令和2年3月31日	I-1-1 ②事務の概要	妊婦・乳幼児健康診査事業に関すること。 妊産婦・乳幼児訪問指導事業に関すること。	母子保健法の規定に則り ・母子健診情報の管理、統計報告資料作成、	事後	改版に伴い、事務内容の変更
令和2年3月31日	I-1-1 ③システムの名称	健康管理システム 医療費システム サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	健康管理システム 統合宛名システム 中間サーバー サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)	事後	
令和2年3月31日	2. 特定個人情報ファイル名	妊婦・乳幼児健診ファイル 養育医療給付受給者ファイル	健診対象者ファイル 宛名情報ファイル	事後	
令和2年3月31日	3. 個人番号の利用	番号法第9第1項 別表第一 第49項	番号法第9第1項 別表第一 第49項 並びに内閣府総務省令第40条	事後	
令和2年3月31日	4-1 ①実施の有無	未定	実施する	事後	
令和2年3月31日	4-2 ②法令上の根拠	-	【情報照会】 番号法第19条7号、別表第二 第69の2項 70の項 並びに平成26年内閣府、総務省令第7号 第38条の3、第39条 【情報提供】 番号法第19条7号、別表第二 第26項 第56の2項 第69の2項 第87項 並びに平成26年内閣府総務省令第7号 第19条 第30条 第38条の3 第44条	事後	改版に伴い、情報提供項目の追加および情報照会の開始
令和2年3月31日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	平成32年3月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和2年3月31日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	平成32年3月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月1日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成32年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和3年3月1日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成32年3月1日時点	令和3年3月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	I-5① 部署	民生部 こども未来課	住民福祉部 こども未来課	事後	
令和4年8月19日	I-7 請求先 住所	栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	I-8 連絡先 住所	栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号	栃木県下都賀郡壬生町大字壬生甲3841番地1	事後	
令和4年8月19日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和4年8月19日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和3年3月1日時点	令和4年7月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月18日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和5年11月18日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和4年7月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	3. 個人番号の利用	番号法第9第1項、別表第一 第49項 並びに内閣府総務省令第40条	番号法第9第1項、別表70の項 並びに内閣府総務省令第40条	事後	
令和7年3月24日	4. ②法令上の根拠	【情報照会】 番号法第19条7号、別表第二 第69の2項 70の項並びに平成26年内閣府、総務省令第7号 第38条の3、第39条 【情報提供】 番号法第19条7号、別表第二 第26項 第56の2項 第69の2項 第87項並びに平成26年内閣府総務省令第7号 第19条 第30条 第38条の3 第44条	【情報照会】 番号法第19条8号、番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表05、08の項並びに平成26年内閣府、総務省令第7号 第38条の3、第39条 【情報提供】 番号法第19条8号、番号法第19条8号に基づく主務省令第2条の表42、80、95、125の項並びに平成26年内閣府総務省令第7号 第19条 第30条 第38条の3 第44条	事後	
令和7年3月24日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和7年3月1日時点	事後	しきい値判断に変更なし
令和7年3月24日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業	-	十分である	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ-8 人手を介在させる作業(判断の根拠)	-	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る機動的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上、係長の最終確認を経ることとしている。また、人手が介在する局面ごとに、人為的ミスが発生するリスクに対し、例えば次のような対策を講じている。 ・複数人による確認や係長による最終確認を行ったうえでマイナンバーに紐づけを行い、その記録を残している。 ・マイナンバー入りの書類を郵送等の際は、宛先に間違いがないか、関係のない者の特定個人情報が含まれていないかなど、ダブルチェックを行う。 ・特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底する。	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策	-	十分である	事後	
令和7年3月24日	Ⅳ-11 最も優先度が高いと考えられる対策(判断の根拠)	-	・地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン等を参考に壬生町において策定した情報セキュリティポリシー等(第3編第2章中「2. 情報資産の分類と管理」、「3. 情報システム全体の強靱性の向上」、「4. 物理的セキュリティ」、「6. 技術的セキュリティ」等)を遵守している。 ・漏えい・滅失・毀損を防ぐために、物理的安全管理措置や技術的安全管理措置を実施している。 ・特定個人情報ファイルの滅失・毀損が発生した場合に復旧できるよう、バックアップを保管している。	事後	